



金 沢 市 公 報

号外第5号の9

平成25年(2013年)3月29日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
訓令甲	
金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係訓令の整理に関する規程 (市立病院事務局)	1
職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (職 員 課)	2
職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程の一部改正について (")	2
告 示	
金沢市行政改革推進本部設置要綱の一部改正について (行政経営課)	2

金沢市財団等連絡会議設置要綱の一部改正について (")	3
金沢市産業振興資金融資要綱の一部改正について (商業振興課)	3
金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱の一部改正について (長寿福祉課)	3
金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱の一部改正について (障害福祉課)	3
金沢市中高層建築物の建築に関する指導要綱の廃止について (建築指導課)	3

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第1号

庁 中 一 般

金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係訓令の整理に関する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

金沢市病院事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることに伴う関係訓令の整理に関する規程 (金沢市立病院当直規程の廃止)

第1条 金沢市立病院当直規程 (昭和34年訓令甲第6号) は、廃止する。

(金沢市職員任用規程の一部改正)

第2条 金沢市職員任用規程 (昭和28年訓令甲第5号) の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「5人」を「6人」に改める。

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

第3条 職員の勤務時間に関する規程 (昭和34年訓令甲第2号) の一部を次のように改正する。

別表市立病院に勤務する職員の項を削る。

(金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程の一部改正)

第4条 金沢市公金取扱金融機関事務取扱規程 (昭和39年訓令甲第1号) の一部を次のように改正する。

第33条中「金沢市病院事業特別会計、」を削る。

(金沢市政策調整会議等に関する規程の一部改正)

第5条 金沢市政策調整会議等に関する規程 (平成22年訓令甲第6号) の一部を次のように改正する。

別表中「土木局長 市立病院事務局長」を「土木部長」に、「会計管理者」を「会計管理者 市立病院事務局長」に改める。

(金沢市不祥事防止対策本部規程の一部改正)

第6条 金沢市不祥事防止対策本部規程 (平成22年訓令甲第7号) の一部を次のように改正する。

別表中「土木局長 市立病院事務局長」を「土木局長」に、「会計管理者」を「会計管理者 市立病院事務局長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程（昭和34年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

別表中

金沢学生のまち市民交流館に勤務する職員	日勤	1週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限は、市民参画課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、市民参画課長が定める。	勤務時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、市民参画課長が定める。
近江町交流プラザに勤務する職員	日勤	1週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限は、館長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、館長が定める。	勤務時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、館長が定める。

を

金沢学生のまち市民交流館又は近江町交流プラザに勤務する職員	日勤	1週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限は、市民協働推進課長が定める。	4週間を通じ4日以上とし、その期日は、市民協働推進課長が定める。	勤務時間6時間を超え7時間45分未満のときは45分、7時間45分以上のときは1時間とし、その時限は、市民協働推進課長が定める。
-------------------------------	----	--	----------------------------------	---

に

改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

●金沢市訓令甲第3号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程等の特例に関する規程（昭和47年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

第1項中「金沢市役所本庁」の次に「、調査統計室」を、「近江町消費生活センター」の次に「、市民スポーツ課」を加える。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第44号

金沢市行政改革推進本部設置要綱（平成7年告示第50号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

別表中「市立病院事務局長 危機管理監」を「危機管理監」に、「議会議務局長」を「議会議務局長 市立病院事務局長」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

●金沢市告示第45号

金沢市財団等連絡会議設置要綱（平成22年告示第226号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

別表第1中「財団法人金沢市福祉サービス公社」を「公益財団法人金沢市福祉サービス公社」に、「財団法人金沢市水道サービス公社」を「公益財団法人金沢市水道サービス公社」に改める。

別表第2中「市民参画課長」を「市民協働推進課長」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

●金沢市告示第46号

金沢市産業振興資金融資要綱（平成13年告示第60号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

附則第3項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

●金沢市告示第47号

金沢市要介護高齢者等の生活自立のための住まいづくりに関する助成金交付要綱（平成12年告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

第4条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

●金沢市告示第48号

金沢市福祉タクシー利用料金助成事業要綱（昭和54年告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 福祉タクシー 協力機関がその事業の用に供するタクシーをいう。

(2) 協力機関 自動車運送事業者のうち、助成事業の目的に賛同する者で、市長と助成事業に関する契約を締結したものをいう。

第3条第2項第3号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第3条の2中「、身体障害者手帳又は療育手帳を所持する利用者にあつては」を削る。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

●金沢市告示第49号

金沢市中高層建築物の建築に関する指導要綱（平成元年告示第109号）は、廃止する。

平成25年3月29日

金沢市長 山 野 之 義

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年(2013年)3月29日 印刷
平成25年(2013年)3月29日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄